

## 山梨県景観審議会 会議録

1 日 時 平成26年2月24日(月) 14時00分～15時30分

2 場 所 恩賜林記念館 東会議室

3 出席者(敬称略)

(委 員) 浅川 初美、石井 信行、北村 眞一、河野 暢子、小林 英文、齋藤 雅代  
原田 重子、堀内 洋子、若狭 美穂子

(事務局) 美しい県土づくり推進室長、美しい県土づくり推進室員(5名)

4 傍聴者等の数 0名

5 会議次第

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 事務局員の紹介

(4) 会長の選出

(5) 会長挨拶

(6) 議 事

①屋外広告物制度における許可基準等の変更について

②許可地域の指定の変更について

③その他

(7) 閉 会

6 審議会概要

○景観審議会について

(事務局が資料に基づいて説明)

○会長の選出

北村委員が選出された。

○会長代理の指名

石井委員が指名された。

【議事：①屋外広告物制度における許可基準等の変更について】

(事務局)

(議題1「屋外広告物制度における許可基準等の変更について」説明)

- ・ I 景観保全型広告規制地区における適用除外基準について
- ・ II 屋外広告物許可基準の明確化について

(委員)

質問ですが、窓の内側から貼られているものはどのような扱いになるのですか。

(事務局)

窓の内側から表示するものは屋外広告物条例は適用されないと解釈しています。

(委員)

そうすると、どのようなものも出せるということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

今後はどうするのですか。このままでしょうか。

(事務局)

今のところは、検討しておりません。

(委員)

自動販売機についてはどのような扱いになるのでしょうか。

(事務局)

自動販売機単体の扱いが難しい場合があり、個々のケースに応じて規制の考え方が違ってくると思います。

(委員)

規制される場合もあるということでしょうか。

(事務局)

あります。

(委員)

LEDの広告はどのような規制になるのですか。

(事務局)

LED広告は表示内容が変化することを目的に設置されているものは、制限を行っています。第2種許可地域の用途地域内は、自家用広告物であれば表示面積が0.5平方メートル、両面の場合は1平方メートルまでのものを設置できることとなっています。

(委員)

これについても窓の内側であれば問題ないということになるのでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

結構目立つものがあるような気がします。

(事務局)

ただ窓の内側と言っても、外側からしか出入りができないショウウィンドーの場合は、屋外という扱いになります。

(委員)

広告トラックについて、また、存置された車両の車体に広告物を表示するようなものについては、今回提示されている、広告物等の表示又は設置を主とした目的のためという内容に似ていると思いますが、それに該当するのですか。

(事務局)

まず広告トラックは、車両、船舶等を利用する広告物に該当し、この基準に合致しているかどうかになります。

また、存置された車両は、自家用広告物になるかどうかは問われますが、基準内の自家用広告物であれば適用除外となります。

(委員)

車両自体が車両として使われるのではなく、明らかに広告媒体として置かれているものについてどうなるのですか。

(事務局)

ナンバープレートがなく、明らかに動かせないものについては、車両という扱いは困難です。

(委員)

ナンバープレートがあって、自力で車両が入るには困難な段差があるようなところに置かれている場合も、そのような扱いになるのですか。

(事務局)

それは、難しいです。

(委員)

広告トラックについて、随分と景観を害するのように思いますが、今後どのように考えていきますか。

(事務局)

屋外広告物の定義である4要件に、「一定の期間継続して」というものがあり、一日で通過してしまうような広告物が、規制の対象となるかについては判断が難しいところです。不定期に通過するような場合も、解釈に難しい点があります。

(委員)

最後になりますが、県庁や行政に懸かっている垂幕は、どうなのでしょう。

(事務局)

国又は地方公共団体が公益目的のために表示するものは適用除外になりますので、基本的には許可がいらぬものになります。

(委員)

制度上のことは分かりましたが、問題はいくつかあると思いますので、これから議論をしていってください。

(事務局)

今までのご意見につきましては、今後の検討課題としていきたいと思っております。

(委員)

広告物の面積の話ですが、前と裏側の両面だけでなく、サイドの部分に、縦書きで電話番号やキャッチコピーがはいっている場合などは、面積に該当しますか。

(事務局)

該当します。

(委員)

そうするとその場合、4面ということになるのでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

景観保全型広告規制地区制度において形状等の基準を強化するという記載がありますが、この「等」に含まれるのは何ですか。

(事務局)

形状以外は、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法であり、許可基準全般のことです。

(委員)

そうしますと、ご提案の内容は、屋外広告物条例施行規則の基準と景観保全型広告規制地区制度の基準が異なる場合に、景観保全型広告規制地区制度の方を優先するというご提案でよろしいのでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

このご提案では、知事の方で許可基準と適用除外基準を定めることができるようにしたいということでしょうか。

(事務局)

はいそうです。

(議長)

それでは確認をしますが、議題1については、異議なしということでしょうか。

<各委員異議なし>

## 【議事②：許可地域の指定の変更について】

(事務局)

(議題2「許可地域の指定の変更について」説明)

- ・路線による指定地域のうち(1)一般国道139号(西桂町、小菅村)、(2)県道上野原丹波山線(小菅村)、(3)富士急行線(西桂町)についての景観計画の施行に伴う指定変更(廃止)

(委員)

今は路線で規制しているため網がかからないところがあるので、面的に指定した方が良いということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

地域指定が重複するということは何か問題があるのですか。

(事務局)

特にはないのですが、今まで同じように景観計画が策定されたところでは、部分的に変更又は廃止をしております。

(委員)

路線での指定の方が、格下という扱いになるということでしょうか。

(事務局)

規制内容に相違はありませんが、路線の場合は指定という特別な手続きを踏んでおりますので、できるだけ一般的なものに還元していくということです。

(議長)

景観計画の策定等は予定ということでしょうか。

(事務局)

西桂町は、既に議会でも4月1日から施行するというので確定をしておりますが、小菅村は、3月議会への提出見込みですので、4月は予定ということになります。

(議長)

予定の部分は施行したら、これを変更するということになるのでしょうか。施行しない間は、変更しないということでしょうか。

(事務局)

はいそうです。

(委員)

規制区域が広がるということですが、西桂町と小菅村は納得しているということで良いのでしょうか。

(事務局)

条例の規定により自動的になるということで、承知はされております。

(議長)

それでは確認をさせていただきます。議題2については、異議なしということでよろしいでしょうか。

<各委員異議なし>

### 【議事③：その他】

(委員)

カーポートが雪で潰れているというのは、豪雪地仕様になっていなかったというのがあるようです。広告物については、設置する際に強度の基準というのはあるのでしょうか。それとも別の規制によるものなのでしょうか。

(事務局)

屋外広告物のうち高さが4メートル以上の工作物は、建築基準法の確認が必要となります。したがって、

建築基準法の強度計算を満たしているものとなり、強度の担保となります。ただ、それより小さいものは、県として明確なものはありません。

以上で閉会